

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nagakute.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokuziriyouzimu.htm">http://www.city.nagakute.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokuziriyouzimu.htm</a>

執行機関名 長久手市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第25の項 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	長久手市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和43年条例第14号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、長久手市保育所(以下「保育所」という。)の設置、管理、運営その他必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(昭和43年条例第14号)